主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

令和５年１月１日

１．主任技術者について

（１）主任技術者の専任性の緩和について

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼務を認めます。

工作物に一体性若しくは 連続性がある工事 又は 施工にあたり相互に調整を要する工事	かつ	**工事現場の相互の間隔が 概ね 10ｋｍ以内の 近接した場所にある場合**

ただし、次の工事は兼務を認めません

- 新工法を採用した工事
- 施工条件が厳しい工事
- 第三者に対する影響が大きい工事
- トンネル・橋梁など重要構造物工事
- 監理技術者の配置を要する工事
- その他、兼務を承認することが適当でない工事

（２）主任技術者の兼務に関する条件の明示について

主任技術者の兼務については、入札公告又は指名競争入札執行（見積徴収）通知書に明示します。

（３）主任技術者の兼務に関する手続きについて

①請負代金額が 4,000 万円（建築一式工事については 8,000 万円）以上となる工事に配置する主任技術者に、他の工事に従事している主任技術者を配置しようとするときは、兼務承認申請書（兼務-様式 1）により、その承認を受けなければなりません。なお、現在、施工中の工事が他発注機関工事で、**専任の主任技術者**として従事している場合は、本市発注工事が技術者の専任の必要な工事か否かにかかわらず、事前に他発注機関の承認を受ける必要があります。

②入札前の事前審査を希望する場合は、事前審査申請書（兼務-様式 2）により、入札前に兼務の可否について審査を受けることができます。なお、事前審査を受けた場合も、落札候補者となったら入札参加資格確認申請書に併せて、兼務承認申請書（兼務-様式 1）をあらためて提出してください。

一般競争入札における兼務承認申請手続き

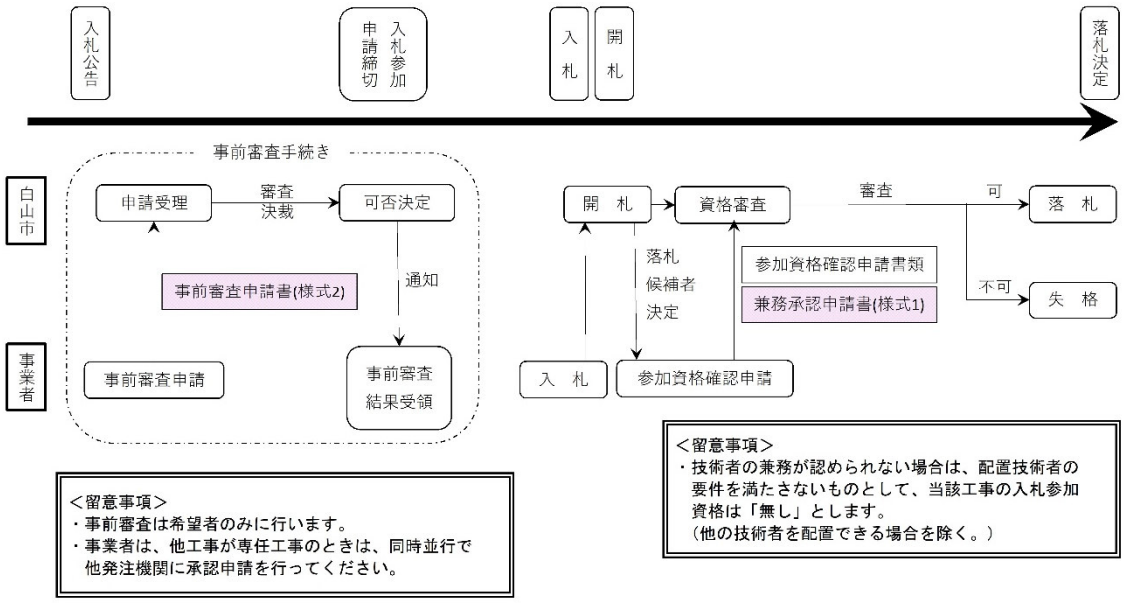

＜留意事項＞
・事前審査は希望者のみに行います。
・事業者は、他工事が専任工事のときは、同時並行で他発注機関に承認申請を行ってください。

＜留意事項＞
・技術者の兼務が認められない場合は、配置技術者の要件を満たさないものとして、当該工事の入札参加資格は「無し」とします。
（他の技術者を配置できる場合を除く。）

指名競争入札における兼務承認申請手続き

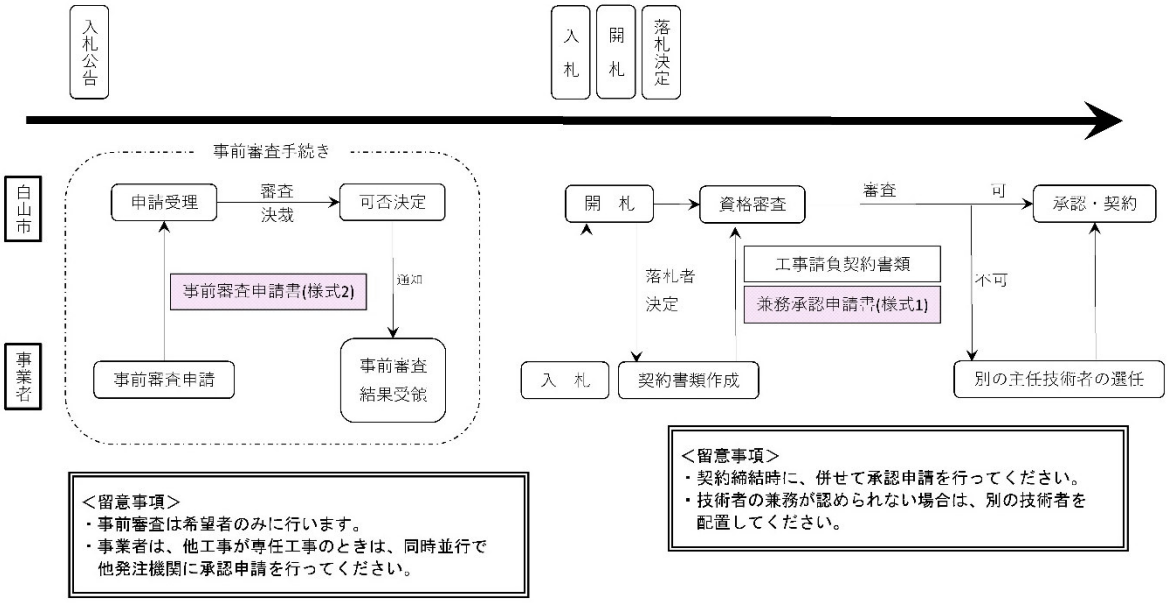

＜留意事項＞
・事前審査は希望者のみに行います。
・事業者は、他工事が専任工事のときは、同時並行で他発注機関に承認申請を行ってください。

＜留意事項＞
・契約締結時に、併せて承認申請を行ってください。
・技術者の兼務が認められない場合は、別の技術者を配置してください。

２．現場代理人について

（１）現場代理人の専任性の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼務を認めます。

契約金額が 4,000 万円（建築一式工事については 8,000 万円）未満の工事であること	かつ	**工事現場の把握を常にできる状態であり、速やかに工事現場に戻ることができること**	かつ	**発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること**

（２）現場代理人の兼務について

前項により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

兼務する工事の**件数**	概ね２、３件程度
兼務する工事の**距離**	・工事現場の相互の間隔が概ね 10ｋｍ以内の近接した場所であること ・全ての工事が白山市内であること
兼務する工事の**契約額**	・他の工事の**専任技術者**でないこと ・現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が概ね **8,000 万円未満**であること

（３）現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事（発注機関を問わない。）に配置している現場代理人を他の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、兼務承認申請書（兼務-様式 3）により、その確認を受ける必要があります。

３．現場代理人と主任技術者等を兼務する場合について

（１）同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者等は相互にこれを兼務することができます。（白山市建設工事標準請負契約約款第 10 条第 5 項）

（２）主任技術者の兼務が承認された場合について

同一の請負契約で、現場代理人と主任技術者を兼務している技術者について、他の工事の主任技術者とのが承認された場合は、当面の間、２.（１）、（２）にかかわらず、当該承認の範囲で兼務することができます。

４．特例監理技術者について

（１）監理技術者の専任性の緩和について

監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。） をそれぞれの工事に専任で配置した場合には、当該工事に従事する監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の兼務が可能です。

（２）対象となる工事

①設計金額（税込）が 3 億円未満の工事（営繕工事（建物の新築、増築、改築に伴う設備工事を含む）にあっては 2 億円未満の工事）

②入札公告又は指名競争入札執行（見積徴収）通知書において（以下、「入札公告等」という。）で特例監理技術者が配置不可とされていない工事

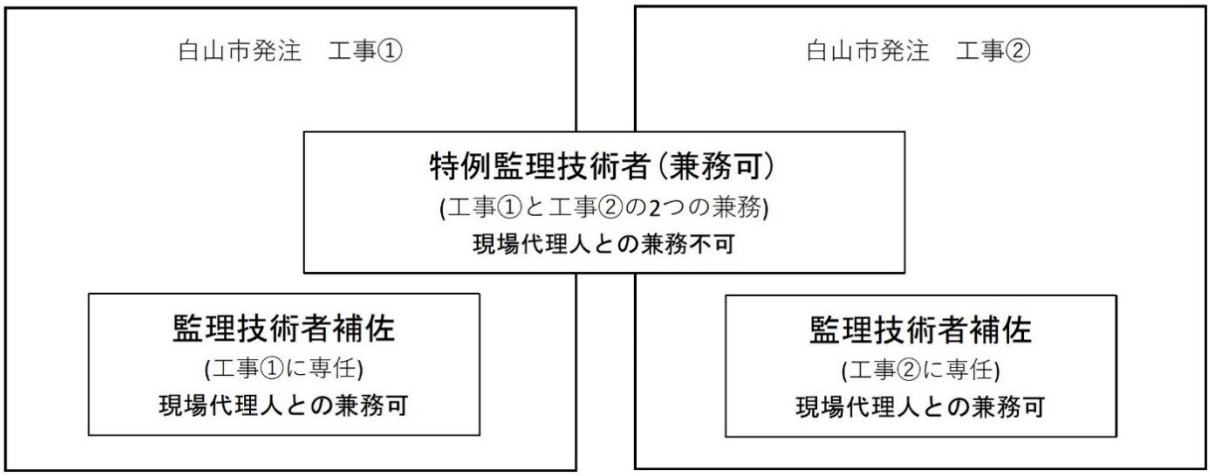

（３）特例監理技術者の兼務を認める条件

①監理技術者補佐を専任で配置すること
②同時に兼務する工事は２件までとし、いずれも白山市発注であること
③兼務する工事現場の相互の間隔が概ね 10㎞ 以内の近接した場所であること
④特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること
⑤特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること
⑥特例監理技術者補佐が担う業務について明らかにすること
⑦特例監理技術者を配置する工事の現場代理人は専任とすること

（４）監理技術者補佐の配置の要件

①受注者と直接的かつ恒常的(3 か月以上)な雇用関係にあること

②主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補の資格を有する者又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること

(※監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定科種目と同じであること。)

（５）特例監理技術者の配置に関する手続きについて

特例監理技術者を配置しようとする場合は、落札候補者となった際に、「特例監理技術者の配置に関する届出書」を提出し、入札参加資格確認審査を受けてください。